

小規模な一時保護所では現在何らかの理由で分離をすることがあるという回答が11ヶ所(25.0%)であったのに対して、何らかの理由で分離をする必要性を感じていると回答したのは32ヶ所(72.7%)であった。 χ^2 検定によって分離の有無と必要性の有無の分布について比較したところ、有意な差が認められた($\chi^2=22.17$, $p<.01$)。よって残差分析を行った結果、現在分離をおこなう一時保護所数が少ないが、必要性を感じている一時保護所は多いことが示された(|e|=4.71, $p<.01$)。

小規模な一時保護所では4ヶ所の一時保護所で「身柄付や深夜など緊急の保護の場合」に子どもの分離をおこなうと回答したのに対し、同じ状況で必要性を感じていると回答したのは22ヶ所であった。この回答についての比較を χ^2 検定によっておこなったところ有意な差が認められた($\chi^2=18.46$, $p<.01$)。よって残差分析を行った結果、現状では分離をおこなわないことが多いが、分離をおこなう必要性は高いという結果が示された(|e|=4.30, $p<.01$)。同様の結果は「他の子どもや職員に対する暴力があった、もしくはその可能性がある場合」($\chi^2=8.35$, $p<.01$, |e|=4.30, $p<.01$)、「対人的な暴力はないが器物破損があった、もしくはその可能性がある場合」($\chi^2=3.91$, $p<.05$, |e|=1.98, $p<.05$)、「ひきこもりなど対人緊張、対人不安が強い場合」($\chi^2=9.83$, $p<.01$, |e|=3.14, $p<.01$)、「他の子どもからいじめや暴力の被害を受けた、もしくはその可能性がある場合」($\chi^2=14.53$, $p<.01$, |e|=3.81, $p<.01$)でも認められた。

D. 分離の現状と必要性についての考察

(1) 何らかの理由で分離することの必要性

現在何らかの理由で子どもの分離をおこ

なっていたのは全国の一時的保護所の約半数でのみであったのに対して、必要性を感じている一時保護所が約9割に上ることが明らかになった。何らかの理由で子どもを分離することは大規模な一時保護所で多く、小規模な一時保護所では少ない現状にある。同じように大規模な一時保護所の多くは何らかの形で子どもを分離することができる設備有しているが、小規模な一時保護所ではごく一部に限られていることが示された。一方、すべての規模の一時保護所で現状よりも何らかの理由で子どもを分離する必要性が感じられているという結果が示された。

これらの結果から、一時保護所の現状では子どもを分離する必要性を多くの一時保護所が感じているが、実際には設備上の問題でおこなうことができない状況にある可能性が示唆されている。

(2) 分離を必要とする理由

現状と比較して子どもを分離する必要性を感じている場面は一時保護所の規模ごとに異なっている。大規模な一時保護所では子どもを分離する必要性と現在子どもを分離している理由がほぼ一致しており、子どもの分離に関してはおおよそ必要性と現状が一致しているといえる。中規模な一時保護所では「身柄付や深夜など緊急の保護の場合」のような緊急時に加え、「ひきこもりなど対人緊張、対人不安が強い場合」や「他の子どもからいじめや暴力の被害を受けた、もしくはその可能性がある場合」というような、いわば力の弱い、被害者的な子どもを守るための分離として必要性が感じられているようである。小規模な一時保護所では中規模な一時保護所同様、緊急時の分離や被害者的な子どもを守るための分離に加え、「他の子どもや職員に対する暴力があった、もしくはその可能性がある場

合」「対人的な暴力はないが器物破損があった、もしくはその可能性がある場合」のように暴力行為が強い子どもへの援助として現状よりも分離の必要性が感じられている。

つまり、現在の一時保護所では大きく①身柄付や深夜の保護など緊急の保護への対処、②ひきこもりやいじめの被害児童を守るため、③人や物に対する暴力がある子どもへの対処、という3つの場合に子どもを分離する必要性が感じられており、大規模な一時保護所ではある程度必要性和現状が一致しているものの、中、小規模な一時保護所では必要性はあるが、実際に分離することができない状況にあることが示唆されている。

(3) 分離する際に必要な設備について

一時保護所の機能として、子どもの安全を確保し、子どもの様子を把握することは不可欠であろうにも関わらず、現在、何らかの理由で子どもを分離することがある一時保護所の約35%は、子どもを分離した際に職員が子どもの様子を常時把握することができず、約90%の一時保護所では子どもを守るための緩衝材などの設備が設けられていない現状にある。回答の中に「分離をする必要性を感じるが、もし分離をするのであれば、緩衝材など十分な設備がある場合に限るべき」という意見が見られたように、分離をする目的によって必要な設備を備えた場所を準備すること望まれるであろう。一方で、子どもを守るための施錠機能については、約7割の一時保護所は鍵の必要性を感じていなかった。

緊急時には子どもの様子を把握することができる設備やさまざまな不測の事態に備えられる設備が必要であろうし、加害者の子どもを守る際には子どもが興奮を抑えられるような部屋の構造や子どもが怪我を

しないような設備が必要であろう。また、被害者の子どもを守る際には安心して過ごせるような雰囲気や設備が必要であろう。このように分離する際に使用する部屋の設備は、その部屋を使用する目的によって整備される必要があるであろう。

E. 子どもの支援の一環としての分離のために

子どもを分離する際の前提として、分離を目的とした分離ではなく、子どもの安全や成長を目的とする姿勢を持ち、一時保護所全体での援助の中の一資源として活用することが望まれる。そのために以下の点についての提言をおこないたい。

1 設備の充実

現在、全国の一時保護所では①身柄付や深夜の保護など緊急の保護への対処、②ひきこもりやいじめの被害児童を守るため、③人や物に対する暴力がある子どもへの対処のために子どもを分離する必要性が明らかになる一方、分離する際に使用する設備の不足が明らかになった。施錠ができる機能は必ずしも必要ではないものの、上記の3つの状況に対応できるような設備が必要である。具体的な設備の内容についてはそれぞれの一時保護所のニーズに応じてある程度の自由度を持たせる必要があるが、共通して必要だと思われるのは、①職員が常に状況を把握できること、②子どもの身体的安全を確保できること、③子どもの精神的な安定を確保できること、④緊急時にも対応できるよう日常的に使用する児童の居室とは別のものとする、などである。特に小・中規模の一時保護所では現存の設備では対応が困難であり、早急な整備が必要であると考えられる。

2 ソフト面の充実

(1) ガイドラインの策定

子どもの分離は一時保護所の設備で行うのではなく、一時保護所のスタッフと子ども本人によって行われるものである。すなわち、子どもの分離は子どもを閉じ込めるために行われるのではなく、子どもの心身の安全を守り、子どもの成長を支援するために行われるものである。筆者は、そのためにはある子どもを子どもの集団から分離する際のガイドラインが不可欠であると考えている。しかし、本調査では2ヶ所の一時保護所がガイドラインを有していると答えたにとどまった。ガイドラインがないことは分離に際して、職員個人の判断に任せられることにより、子どもにとって有意義ではない分離が引き起こされる危険性を引き起こすことになる。そのため、ガイドラインに含まれるべきであろうと思われる項目について以下に示す。①どのような時に子どもを分離するのか、②子どもにはどのように説明するのか、③何によって分離の終了を判断するか、④分離を決定するのは誰か、⑤分離をしたことの意義をどう判断するか、⑥記録をいかに残すのか、などである。実際の運用に当たっては各一時保護所の状況に合わせて必要と思われる項目についてのガイドラインを策定する必要がある。

(2) 職員の研修

子どもの分離において重要なのは子どもを分離することではなく、分離する前後で職員と子どもがどのような取り組みを行うことができるかであろう。例えば、いじめの被害にあった子どもを一時的に他の子どもから分離している間に、職員はその子どもやいじめの加害者である子どもにどのような働きかけができるかということや暴力を振るった子どもの分離を終了する際に分離をするきっかけになった出来事について

職員とともに振り返り、再発の防止に努められるかである。つまり、これらのことを実践するには何よりも一時保護所職員の日々の研修が不可欠であり、常に子どもに必要な支援を提供できる姿勢を保つことが必要である。

ここでは一時保護所の職員の研修として必要であると考えられる2つの方法について紹介したい。

1) タイムアウト法、セラピューティックホールド法

高橋ら(2001)は『児童養護施設における被虐待児の処遇について』というテーマの下で児童養護施設における被虐待児などの癩癪やパニックへの対応方法としてタイムアウト法とセラピューティックホールド法という方法を児童養護施設の職員の援助技術として提案している。高橋らはこの二つの方法を示すために子どもの権利や虐待を受けた子どもの示す行動特性などを示した冊子とともに実際の場面を再現した映像教材を提供している。その中でタイムアウト法はパニックや癩癪を起こした現場から子どもを離すことによって、①周囲の刺激の低減、②安心感及び被保護感の回復、③子どもの感情表現の援助、を行うとされている。

一方、セラピューティックホールド法は①心理的抱きかかえ(言葉で子どもの心を包み込むこと)、②身体的抱きかかえ(身体的に子どもを包み込むこと)によって成り立つとし、セラピューティックホールド法は「『自分が理解されている、自分のことが分かってもらえている』と言う子どもの感覚を促進するための」前者が重要であり、後者は前者を実行するために必要な程度に実行するものであると示している。

これらの方法は児童養護施設に限らず、一時保護所でも有効であると考えられる。

2) 被害者へのディブリージング

災害や犯罪など大きなストレスとなるような出来事の後で危機介入の方法として用いられる方法に緊急事態ストレス・ディブリーフィング (Critical Incident Stress Debriefing: CISD) がある。CISDは「緊急事態や心的外傷をきたすような事態の後に心理的な回復を目指すとともに、より高いレベルでの心理的援助を可能にするための心理学的トリアージ」とされている (J. Mitchell et al., 2001; 高橋訳, 2002)。このような CDIS は犯罪や災害の際に取り入れられ、近年では学校臨床心理士の活動にも取り入れられ (窪田ら, 2005), 子どもたちを取り巻くさまざまな心理的危機への対処に用いられるようになってきている。

実はこの CDIS の考えに基づいた子どもへの援助はすでにそれぞれの現場で行われている。いじめの被害を受けた子ども (子どもたち) がいれば、子どもの安全を確保し、「いつ、だれに、どういうことをされたのか」「どんな気持ちだったのか」ということを聞き、子どもの話に親身に耳を傾けるであろう。CDIS, 特にその簡易版とされるディブリージング (defusing) は本調査で明らかになった一時保護所の現状においても有効であろうと考えられる。子ども (たち) にとっての危機的な出来事が起きて、できるだけ早期 (24 時間以内) に行うことにより、体験したことのショックを速やかに和らげるとともに、対処についても伝える。さらに、このことについてより一層のケアが必要であれば、それを行う判断を行うこともできる。

筆者はこの CISD, 特にディブリージングを柔軟に子どもたちの生活援助に取り入れる試みを行い、他の子どもからのいじめや暴力、性的被害にあった子ども (子どもた

ち) に対する危機介入の方法としての意義を感じてきた。一時保護所において、CISD やディブリージングを意識しながら取り組むことは、単に子どもを分離するという考えにとらわれず、支援の一環として分離を位置づけ、職員としてどのようなことに取り組むのかを考える視点として必要である。

上に挙げた方法が一時保護所の中で、すべての子どもに適用できるものであるとは思わない。試行錯誤の中でさまざまな取り組みを行った時の子どもの反応を一時保護所における観察記録して関係者に伝えることが、長期的視点においてその子どもへの有意義な援助の可能性を高めるものになると考えられる。

F. 引用文献

福岡臨床心理士会編 窪田由紀・向笠章子・林幹夫・浦田秀範 (2005) 学校コミュニティへの緊急支援の手引き 金剛出版

J. Mitchell & G. Everly (2001) Critical Incident Stress Debriefing -An Operations Manual for CISD, Defusing and Other Group Crisis Intervention Services- Chevron Publishing Corporation: 邦訳 高橋祥友 (2002) 緊急事態ストレス・PTSD 対応マニュアル - 危機介入技法としてのディブリーフィング - 金剛出版

社会福祉法人全国社会福祉協議会 児童養護施設における新しい援助技術の開発に関する調査研究委員会 (委員長: 高橋重宏) (2001) 児童養護施設における被虐待児の処遇について 子どもの適切なかわりのために (VTR 教材: 『タイムアウトとセラピューティックホールドの実際』)

(表1) 子どもの分離の有無と必要性の有無

各セル上段：実数／下段：%

	分離の有無		分離の必要性の有無	
	あり	なし	あり	なし
大規模	17 81.0	4 19.0	21 100	- -
中規模	13 48.1	14 51.9	25 92.6	2 7.4
小規模	11 25.0	29 65.9	32 72.7	8 18.2
全体	41 46.6	47 53.4	78 88.6	10 11.4

(表2) 子どもの分離を行う状況

各セル上段：実数／下段：%

	a	b	c	d	e	f	g	その他
大(21)	15 71.43	16 76.19	11 52.38	10 47.62	11 52.38	12 57.14	13 61.90	3 14.29
中(27)	13 48.15	11 40.74	5 18.52	4 14.81	6 22.22	8 29.63	7 25.93	2 7.41
小(40)	4 10.00	4 10.00	1 2.50	3 7.50	2 5.00	6 15.00	3 7.50	1 2.50
全体(88)	32 36.36	31 35.23	17 19.32	17 19.32	19 21.59	26 29.55	23 26.14	6 6.82

状況の内容

- a 身柄付や深夜など緊急の保護の場合
- b 他の子どもや職員に対する暴力があった、もしくはその可能性がある場合
- c 对人的な暴力はないが器物破損があった、もしくはその可能性がある場合
- d 自傷行為があった、もしくはその可能性がある場合
- e 無断外出があった、もしくはその可能性がある場合
- f ひきこもりなど対人緊張、対人不安が強い場合
- g 他の子どもからいじめや暴力の被害を受けた、もしくはその可能性がある場合

(表3) 子どもの分離に使用する部屋が何らかの形である一時保護所数
各セル上段：実数／下段：%

	何らかの部屋がある
大(21)	16 76.2
中(27)	12 44.4
小(40)	10 25.0
全体(88)	38 43.2

(表4) 子どもを分離する頻度
各セル上段：実数／下段：%

		大規模	中規模	小規模	全体
頻度 高群	ほぼ毎日	3 20.0	2 18.2	2 20.0	7 19.4
	週数回	2 13.3	-	-	2 5.6
	週1回	3 20.0	1 9.1	-	4 11.1
頻度 低群	月数回	1 6.7	2 18.2	-	3 8.3
	月1回	2 13.3	-	-	2 5.6
	年数回	3 20.0	4 36.4	5 50.0	12 33.3
	ほとんど使わない	-	2 18.2	1 10.0	3 8.3
その他		1 6.7	-	2 20.0	3 8.3
合計		15	11	10	36

(表5) 子どもの分離が必要だと思われる状況

各セル上段：実数／下段：%

	a	b	c	D	e	f	g	その他
大(21)	17 80.95	16 76.19	11 52.38	11 52.38	10 47.62	13 61.90	15 71.43	3 14.29
中(27)	18 66.67	17 62.96	1 3.70	10 37.04	8 29.63	17 62.96	15 55.56	3 11.11
小(40)	22 55.00	15 37.50	6 15.00	9 22.50	6 15.00	19 47.50	18 45.00	0 0.00
全体(88)	57 64.77	48 54.55	18 20.45	30 34.09	24 27.27	49 55.68	48 54.55	6 6.82

状況の内容

- a 身柄付や深夜など緊急の保護の場合
- b 他の子どもや職員に対する暴力があった、もしくはその可能性がある場合
- c 対人的な暴力はないが器物破損があった、もしくはその可能性がある場合
- d 自傷行為があった、もしくはその可能性がある場合
- e 無断外出があった、もしくはその可能性がある場合
- f ひきこもりなど対人緊張、対人不安が強い場合

分担研究報告書

分担研究者 安部計彦 西南学院大学人間科学部

1-1-1 一時保護所における対応困難場面

有村大士（日本子ども家庭総合研究所）

A. はじめに

本章は、各一時保護所において平成17年度4月から11月までの8ヶ月間で、困難を感じた場面について、困難場面発生時点での入所状況や子どもの特性、困難場面の内容についての記述（調査票III）を分析したものである。

今回の調査では、厳密に統計的な意味で困難場面を再現するというより、現実には一時保護所でどのような困難場面を「困難」と感じているのかと、その状況について把握すること重点を置いた。従って、サンプリングについても、先に困難場面の定義を厳密にすることなく事例を収集し、また統計においても、基礎的な分析方法に留めた。

具体的な分析としては、集計結果を単純集計で表し、その後 i. 施設規模、ii. 入所率、iii. 職員一人あたりの子どもの人数、iv. 困難事例間の関係、v. 子どもの特性について統計解析を行った。

B. 集計結果

1. 発生月

対応困難場面は、年度初頭の4月より徐々に上昇し、夏休み期間が含まれると思われる7月、8月の事例について多く報告された。度数としては、7月は、25事例（22.5%）が報告された。なお、9月、10月はそれぞれ3（2.7%）、1（0.9%）で少なかった。

2. 発生曜日

曜日による発生頻度は、月曜日 16（14.7%）、火曜日 19（17.4%）、水曜日 17（15.6%）、木曜日は、19（17.4%）、金曜日 16（14.7%）、土曜日は、14（12.8%）、日曜日は、8（7.3%）であった。単純集計からは、週半ばの火曜日から木曜日までが多少高いように見受けられるが、今回のデータからは、曜日による対応困難場面について統計的な傾向は見られなかった。

3. 発生時間

発生時間は、子どもが起床している時間に増加し、10時から23時まで幅広く報告されている。平均は、14.2時であった。

4. 発生した時間帯

時間帯のうち、報告が最も多いのは「自由時間」51（45.9%）であった。次に、「その他」34（30.6%）、「学習時間」18（16.2%）、「食事時間」6（5.4%）、「入浴時」2（1.8%）の順であった。

5. 発生時の入所率

入所率は多くが定員以下であったが、軒並み定員を超えていた。平均は、57%であった。

6. 職員1人あたりの子どもの人数

平均は、5.4人であった。多くが10人以下の部分に含まれるが、特に夜間など職員の人数が減少すると、職員一人あたりの子どもの割合が極端に上昇した状況

が報告されている。

7. 男性職員1人あたりの子どもの人数
平均は、職員1人あたりの子どもの人数の約2倍で、10.7人であった。

8. 女性職員1人あたりの子どもの人数
男性職員1人あたりの子どもの人数と同様、10.4人であった。

ちなみに、困難事例発生時に心理職が勤務していた割合は、12(10.8%)と1割であった。

9. 原因

最も多く挙げられていたのは、「子どもの不満の蓄積」で54(48.2%)であった。次いで、「その他の背景要因」39(34.8%)、「非行児の重複」30(26.8%)、「入所期間が長い」29(25.9%)、「入所児童の多さ」27(24.1%)、「職員数の不足」26(23.2%)、「一時保護所の狭さ」26(23.2%)、「同年齢児の重複」22(19.6%)で20事例を超えていた。それ以下では、「職員の目の届かないところでイジメがある」17(15.2%)、さらには一時保護所のみの問題でなく、「児童福祉司の接触不足」13(11.6%)が報告されていた。さらに「職員の未熟」11(9.8%)、「他児の退所」5(4.5%)、「他児の施設入所」3(2.7%)も報告されていた。

10. 困難事例の内容

30%を超えていたのは、度数が多い順に「職員への反抗」56(50.5%)、「興奮・パニック」47(42.3%)、「器物破損」40(36%)、「無断外出」36(32.4%)、「子ども間暴力」30(27%)であった。

次いで、「対職員暴力」が24(21.6%)となり、「職員への反抗」と「対職員暴力」と併せると、63(56.8%)を占める。さらに、「その他の困難場面の内容」14(12.6%)、「自傷行為」10(9%)、「性的に不適切な行為」5(4.5%)、「親の威圧的・脅迫的行為」4(3.6%)、「外部の

仲間の侵入」2(1.8%)、「性的加害(同性間)」1(0.9%)、「性的加害(異性間)」1(0.9%)の順であった。

11. 持続時間

問題の持続時間は、グラフでは、数日にわたるものは表示されていないが、期間が長期にわたるものがあり、平均は378.6分と6時間を超える。さらに4時間以上になるものを除くと、下記のようになる。

12. 中心者・同調者・傍観者

中心者の人数は、1名68(67.6%)が最も多く、最大で7であった。また、同調者、傍観者を見てみると、0名の割合が高いことから、1人のみで困難事例に関わっている割合が6割弱と高いことが分かる。しかし、4割弱は数人からさらに大規模な集団へ波及していく複雑な事例まで、人数は様々となっている。

13. ケースの内容¹

最も多いケースの内容は、非行ケースで、66(60%)であった。また、養護ケースは、45(40.9%)で、養護ケースのうち被虐待の内訳は、身体的虐待27(24.5%)、ネグレクト20(18.2%)、性的虐待5(4.5%)、心理的虐待21(19.1%)であった。

14. 平均年齢・年長者・年少者

事例に関与した子どもの年齢は幅広いが、小学校高学年から中学生までが中心となっている。従って平均年齢も13.0歳となった。

1人のケースが6割を占めるためあまりばらけないが、年長者の平均年齢は13.4歳、年少者の平均年齢は12.4歳であった。

¹ 「13. ケースの内容」以降の単純集計においては、子ども1人1人の特徴ではなく、その困難事例に、各要素が含まれているかどうかで、集計出来るよう項目を再構成した。従って、子ども1人あたりではなく、事例毎の集計を行っている。

15. 平均入所期間

平均入所期間は、ほとんどが2ヶ月以下であり、24.2日とはなっているものの、最長ケースでは200日強と少ない割合ではあるが、2ヶ月以上にわたるケースが含まれている。

ちなみに最長入所期間の平均値は28.8日、最短入所期間の平均は18.9日となっている。

16. 性別

性別は、男は、56 (50.9%) で、男児のみのケースが半数を占める。逆に、女児のみのケースは、35 (31.8%)、男女が関わっているケースは、19 (17.3%) であった。

17. 子どもの納得

納得は、54 (49.1%) であった。やや納得は、62 (56.4%) であった。納得していないは、14 (12.7%) であった。

18. 子どもの特徴

半数において上がっていた特徴は、「学力が低い」67 (60.9%)、「力関係に敏感・過敏」62 (56.4%)、「職員との対立」50 (45.5%) であった。続いて、「無断外出」47 (42.7%)、「パニックを起こす」45 (40.9%)、「生活習慣未習得」39 (35.5%)、「虚言や作話」24 (21.8%)、「精神障害」24 (21.8%)、「性的に不適切な行為」22 (20%)、「性的に不適切な発言」は20 (18.2%)、「知的障害」17 (15.5%) で、精神的な問題、性的な問題を持った子どもが関わっている割合が高い。

さらに、「自傷傾向」20 (18.2%)、「希死念慮」11 (10%) など、死にまつわるものも多く割合を占める。10%以下の要素としては、「いじめられやすい」9 (8.2%)、「夜尿」5 (4.5%)、「夜驚」2 (1.8%)、「非行グループ」1 (0.9%) であった。

C. 統計解析

i. 施設規模

施設規模により、問題となる事例が異なってくる事が考えられるため、施設規模と問題事例の内容との関係を調べたところ、カイ二乗検定で「対職員暴力」「器物破損」「興奮・パニック」について、統計的な有意が認められた。

「対職員暴力」、「器物破損」については、一時保護所の規模が大きくなるほど増加する傾向にあった。「興奮・パニック」については、中規模で少なくなる傾向があった。²

ii. 入所率

入所率に関しては、「対職員暴力」「職員への反抗」について、統計的な有意が認められ、「対職員暴力」については、一時保護所の入所率が高くなるほど、増加する傾向にあった。

「職員への反抗」については、入所率が50%未満の一時保護所で少なくなる傾向があった。

iii. 職員一人あたりの子どもの人数と問題行動³

「子ども間暴力」「対職員暴力」「職員への反抗」「器物破損」「興奮・パニック」「性的に不適切な行為」について、単純集計を見てみると、職員一人あたりの人数が少ないほど少なくなっていた。

対応困難場面の内容について、それぞれ職員一人あたりの子どもの数何人のところで差が出ているのかを見てみると、「子ども間暴力」では、職員一人あたりの子どもの人数が4名で分けた場合、最もp値が高く(p=0.0656、Fisherの正確検定)だったが、統計的に有意な水準には至らなかった。

「職員への反抗」では、職員一人あたりの子どもの人数が、3人、および5人

² 「i. 施設規模」「ii. 入所率」の部分では、Peasonのカイ二乗検定を使用し、p<0.05の場合*、p<0.01の場合**を表題後尾に付記す。

³ 「iii. 職員一人あたりの子どもの人数」の部分では、Peasonのカイ二乗検定を使用し、p<0.05の場合*、p<0.01の場合**を表題後尾に付記した。

の水準で分けた場合、該当事例が有意に少ない傾向があった。

さらに、「器物破損」では、職員一人あたりの子どもの人数が5人となる水準で分けた場合、該当事例が有意に少ない傾向があった。

iv. 困難事例種別間の関係

困難事例種別間の相関を調べると、表ivのようになった。

「子ども間の暴力」では、「器物破損」を伴うことが有意に多かった。また対職員でとなる「職員への暴力」では、「職員への反抗」、「興奮・パニック」が有意に多く、また「職員への反抗」では、「対職員暴力」「器物破損」「興奮・パニック」が有意に多かった。さらに、数が少ないが、「興奮・パニック」と「親の威圧的態度・脅迫的行為」、さらには「性的に不適切な行為」と「性的加害(異性間)」は関連が高かった。

D. 子どもの特性

度数の多い対職員への対応困難場面から見てみる。「職員への反抗」では、「学力が低い」、「力関係に敏感・過敏」、「職員との対立」があった場合、有意に「職員への反抗」の割合が増える。さらに、「心理的虐待」を受けていた場合、有意ではないものの割合が高くなる。

「対職員暴力」では、「パニックを起こす」「職員との対立」があった場合、有意に「対職員暴力」の割合が上がる。

また、対職員への対応困難場面と相関があった「興奮・パニック」「器物破損」を見てみると、「興奮・パニック」では、「心理的虐待」「夜尿」「職員との対立」、また「器物破損」では、「入所に関する納得」「職員との対立」といった因子と統計的に有意であり、必ずしも非行を持った子どもが対職員への対応困難場面の当事者となるわけではないことが分かる。

「自傷行為」に関しては、「自傷傾向」「希死念慮」と有意な関係があり、日頃

から死に向かい傾向があることが予測できる。また、「自傷行為」と「性的虐待」も有意である。特に一時保護所では、子どもを不適切な養育環境から保護している場所であるため、けがを含めて子どもが自らの行為ではあっても傷を負うこと自体が問題視されるため、より慎重な対応が求められている結果とも言えよう。

「希死念慮」、「虚言や作話」、「いじめられやすい」という3因子が、「その他の困難場面の内容」と統計的に有意な関係性を持つことから、現在の項目立てでは、3因子が考察できる十分な項目立てができていないものと思われる。次回以降の研究においては、自由記述等から、さらに詳細な項目立てが必要とされよう。

E. 考察

統計解析結果から読み取れる内容として、今回収集された対応困難場面からは、多くの考察を得ることができる。今後の調査に生かしていきたい。ここでは、いくつかのポイントに絞ってまとめを行いたい。

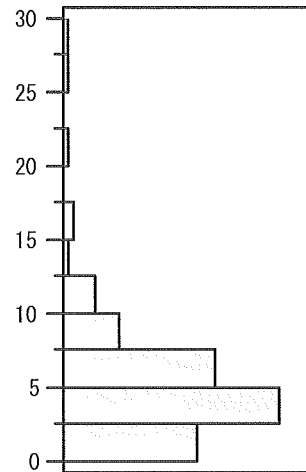
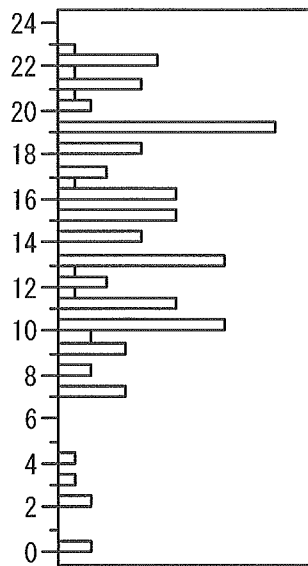


図 11-6. 職員一人あたりの子どもの人数

図 11-3 困難事例の発生時間

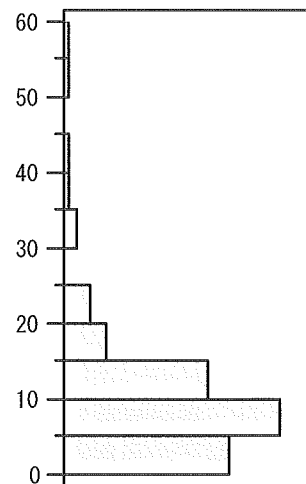
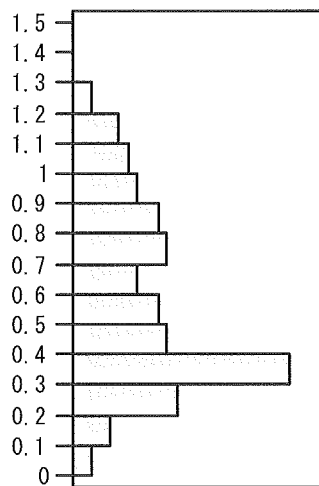


図 11-7. 男性職員 1 人あたりの子ども数

図 11-5. 発生時の入所率

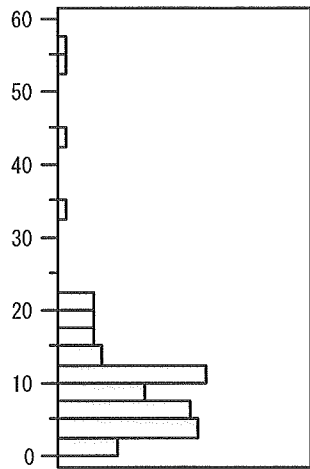


図 11-8. 女性職員一人あたりの子ども数

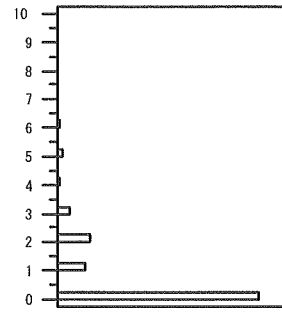


図 11-12-2. 同調者

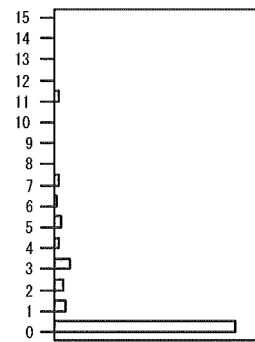


図 11-12-2. 傍観者

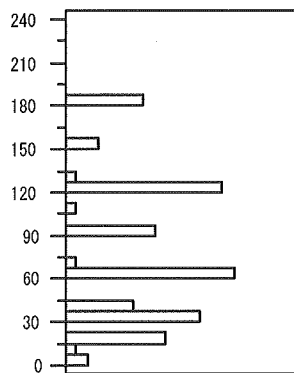


図 11-11. 持続時間 (分)
(4 時間以下の事例のみ)

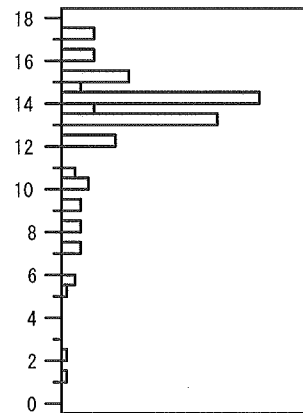


図 11-14-1. 平均年齢

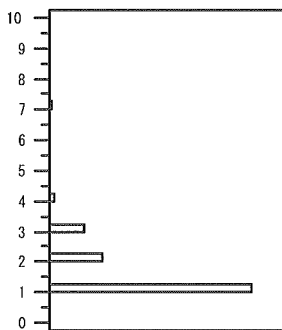


図 11-12-1. 中心者

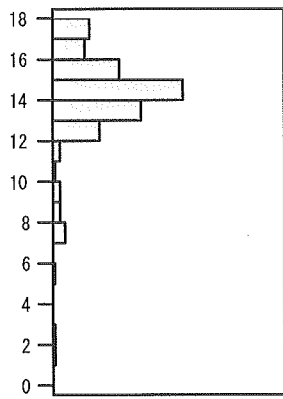


図 11-14-2. 年長者の平均年齢

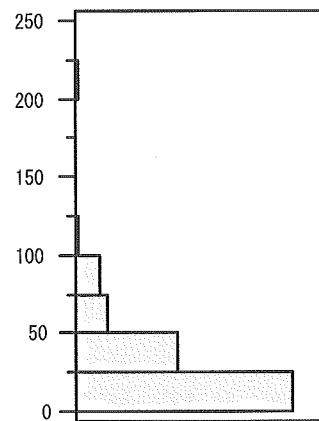


図 11-15-2. 最長入所期間

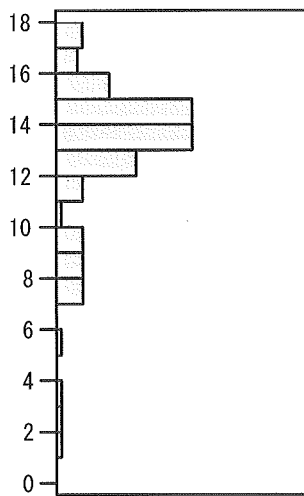


図 11-14-3. 年少者の平均年齢

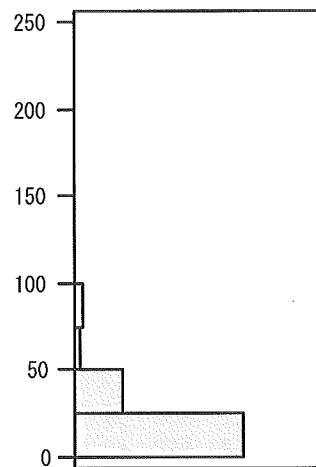


図 11-15-3. 最短入所期間

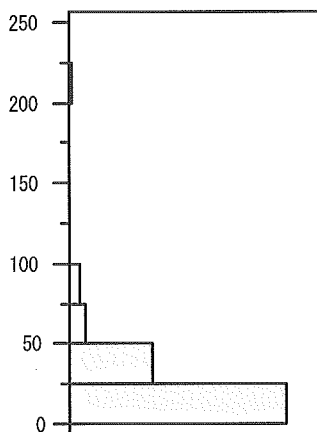


図 11-15-1. 平均入所期間

表 i-1. 「対職員暴力」と「規模」の分割表**

度数 全体%	大	中	小	
列%				
行%				
該当	12 10.81 48.00 50.00	7 6.31 13.73 29.17	5 4.50 14.29 20.83	24 21.62
非該当	13 11.71 52.00 14.94	44 39.64 86.27 50.57	30 27.03 85.71 34.48	87 78.38
	25 22.52	51 45.95	35 31.53	111

表 i-3. 「興奮・パニック」と「規模」の分割表に対する分割表*

度数 全体%	大	中	小	
列%				
行%				
該当	15 13.51 60.00 31.91	15 13.51 29.41 31.91	17 15.32 48.57 36.17	47 42.34
非該当	10 9.01 40.00 15.62	36 32.43 70.59 56.25	18 16.22 51.43 28.12	64 57.66
	25 22.52	51 45.95	35 31.53	111

表 i-2. 「器物破損」と「規模」の分割表**

度数 全体%	大	中	小	
列%				
行%				
該当	13 11.71 52.00 32.50	22 19.82 43.14 55.00	5 4.50 14.29 12.50	40 36.04
非該当	12 10.81 48.00 16.90	29 26.13 56.86 40.85	30 27.03 85.71 42.25	71 63.96
	25 22.52	51 45.95	35 31.53	111

表 ii-1. 「対職員暴力」と「入所率」の分割表*

度数 全体%	50%未満	50%以上 90%未満	90%以上	
列%				
行%				
該当	5 4.76 10.00 21.74	12 11.43 34.29 52.17	6 5.71 30.00 26.09	23 21.90
非該当	45 42.86 90.00 54.88	23 21.90 65.71 28.05	14 13.33 70.00 17.07	82 78.10
	50 47.62	35 33.33	20 19.05	105

表 ii-2. 「職員への反抗」と「入所率」の分割表に対する分析**

度数 全体% 列% 行%	50%未満	50%以上 90%未満	90%以上	
該当	19 18.10 38.00 35.85	25 23.81 71.43 47.17	9 8.57 45.00 16.98	53 50.48
非該当	31 29.52 62.00 59.62	10 9.52 28.57 19.23	11 10.48 55.00 21.15	52 49.52
	50 47.62	35 33.33	20 19.05	105

表 iii-2. 「職員への反抗」と「職員一人あたりの子どもの人数」の分割表*

度数 全体% 列% 行%	5名未満	5名以上	
該当	22 22.22 40.00 44.90	27 27.27 61.36 55.10	49 49.49
非該当	33 33.33 60.00 66.00	17 17.17 38.64 34.00	50 50.51
	55 55.56	44 44.44	99

表 iii-1. 「職員への反抗」と「職員一人あたりの子どもの人数」の分割表*

度数 全体% 列% 行%	3名未満	3名以上	
該当	9 9.09 30.00 18.37	40 40.40 57.97 81.63	49 49.49
非該当	21 21.21 70.00 42.00	29 29.29 42.03 58.00	50 50.51
	30 30.30	69 69.70	99

表 iii-3. 「器物破損」と「職員一人あたりの子どもの人数」の分割表*

度数 全体% 列% 行%	5名未満	5名以上	
該当	14 14.14 25.45 40.00	21 21.21 47.73 60.00	35 35.35
非該当	41 41.41 74.55 64.06	23 23.23 52.27 35.94	64 64.65
	55 55.56	44 44.44	99

表 iv. 困難事例種別間の関連⁴

	子ども 間暴力	対職員 暴力	職員への 反抗	器物 破損	興奮・ パニック	性的に 不適切な 行為	自傷 行為	性的 加害 (同性 間)	性的 加害 (異性 間)	無断 外出	外部の 仲間の 侵入	親の威圧 的・脅迫的 行為	その他の 困難場面 の内容
子ども間暴力	1	-0.024	0.1568	0.2193*	-0.0289	-0.1322	-0.1915	0.1567	-0.058	-0.075	0.0701	-0.0088	-0.1701
対職員暴力	-0.024	1	0.2141*	0.1528	0.2586**	-0.1141	-0.0888	-0.0501	-0.0501	-0.1301	-0.0711	-0.1016	-0.0018
職員への反抗	0.1568	0.2141*	1	0.331**	0.3023**	-0.0454	-0.1287	-0.0962	-0.0962	0.0707	0.1342	0.0949	-0.0034
器物破損	0.2193*	0.1528	0.331**	1	0.0783	-0.0725	-0.0396	-0.0716	-0.0716	0.0412	0.0394	0.0562	-0.1156
興奮・パニック	-0.0289	0.2586**	0.3023**	0.0783	1	-0.0982	-0.0149	-0.0817	-0.0817	0.0684	0.021	0.2256(*)	0.1138
性的に不適切な行為	-0.1322	-0.1141	-0.0454	-0.0725	-0.0982	1	-0.0683	-0.0207	0.439(*)	-0.0577	-0.0294	-0.042	-0.0825
自傷行為	-0.1915	-0.0888	-0.1287	-0.0396	-0.0149	-0.0683	1	-0.03	-0.03	-0.0836	-0.0426	0.108	0.2596**
性的加害 (同性間)	0.1567	-0.0501	-0.0962	-0.0716	-0.0817	-0.0207	-0.03	1	-0.0091	-0.0661	-0.0129	-0.0184	-0.0362
性的加害 (異性間)	-0.058	-0.0501	-0.0962	-0.0716	-0.0817	0.439(*)	-0.03	-0.0091	1	-0.0661	-0.0129	-0.0184	-0.0362
無断外出	-0.075	-0.1301	0.0707	0.0412	0.0684	-0.0577	-0.0836	-0.0661	-0.0661	1	0.1955	0.0726	-0.1473
外部の仲間の侵入	0.0701	-0.0711	0.1342	0.0394	0.021	-0.0294	-0.0426	-0.0129	-0.0129	0.1955	1	-0.0262	-0.0515
親の威圧的・脅迫的行為	-0.0088	-0.1016	0.0949	0.0562	0.2256(*)	-0.042	0.108	-0.0184	-0.0184	0.0726	-0.0262	1	0.0721
その他の困難場面の内容	-0.1701	-0.0018	-0.0034	-0.1156	0.1138	-0.0825	0.2596**	-0.0362	-0.0362	-0.1473	-0.0515	0.0721	1

⁴ Fisher の正確検定を使用し, $p < 0.05$ の場合*, $p < 0.01$ の場合**を数値後尾に付記した.

表v. 子どもの特性⁵

	子ども間暴力	対職員暴力	職員への反抗	器物破壊	興奮・パニック	性的に不適切な行為	自傷行為	性的加害 (同性間)	性的加害 (異性間)	無断外出	外部の仲間の侵入	親の威圧的・脅迫的行為	その他の困難場面の内容
養護ケース													
ネグレクト						*							
性的虐待							**						
心理的虐待					*								
非行ケース					(*)							(*)	
入所に関する納得													
納得				(**)									
やや納得				*									
納得していない				**									
性別				**									
パニックを起こす		**											
夜尿					*								
無断外出	**												
自傷傾向							**						
希死念慮							**						**
虚言や作話													**
精神障害										(*)			
学力が低い			**										
いじめられやすい													**
力関係に敏感・過敏			*										
職員との対立		**	**	**	**		(*)						

⁵ Fisher の正確検定を使用し、 $p < 0.05$ の場合*、 $p < 0.01$ の場合**を数値後尾に付記した。さらに項目間の関係性が正でない場合、() で囲って表記した。

集計結果

月

項目	度数	割合
4	14	12.6%
5	22	19.8%
6	22	19.8%
7	25	22.5%
8	24	21.6%
9	3	2.7%
10	1	0.9%
合計	111	100.0%

欠測値 N 1

曜日

項目	度数	割合
月	16	14.7%
火	19	17.4%
水	17	15.6%
木	19	17.4%
金	16	14.7%
土	14	12.8%
日	8	7.3%
合計	109	100.0%

欠測値 N 3

時間

平均	14.2083
標準偏差	5.30292
平均の標準誤差	0.51027
N	108

時間帯

項目	度数	割合
自由時間	51	45.9%
学習時間	18	16.2%
入浴時	2	1.8%
食事時間	6	5.4%
その他	34	30.6%
合計	111	100.0%

欠測値 N 1

入所率

平均	0.56961
標準偏差	0.30126
平均の標準誤差	0.0294
N	105

職員一人あたりの子どもの人数

平均	5.4098
標準偏差	4.78368
平均の標準誤差	0.48078
N	99

男性職員1人あたりの子どもの人数

平均	10.6657
標準偏差	10.2052
平均の標準誤差	1.08175
N	89

女性職員1人あたりの子どもの人数

平均	10.4457
標準偏差	9.71137
平均の標準誤差	1.0472
N	86

原因

項目	度数	割合
入所児童の多さ	27	24.1%
職員数の不足	26	23.2%
一時保護所の狭さ	26	23.2%
同年齢児の重複	22	19.6%
他児の施設入所	3	2.7%
他児の退所	5	4.5%
非行児の重複	30	26.8%
職員の未熟	11	9.8%
職員の目の届かないところでイジメがある	17	15.2%
入所期間が長い	29	25.9%
児童福祉司の接触不足	13	11.6%
子どもの不満の蓄積	54	48.2%
その他の背景要因	39	34.8%
合計	112	100.0%

欠測値 N 0

子どもの不満の蓄積（内容）

- ADHDの児童がトラブルメーカーとなっていた。
- かまってもらえなかった等苛立ち。
- 外に出ることが出来ない不満、ストレスの蓄積
- 各児童が、自分たちの今後に対する不安がある。その不安を反抗として出している。
- 学校の友人からの手紙が不満な内容であった。
- 監視されている生活と、行動範囲の規制（敷地外へは禁止、単独禁止）等など。
- 行き先がなく、長期間の入所になっている。
- 自分の退所
- 常に自分に目を向けて欲しい、関わって欲しいなど子どもの特徴
- 親が自分の言うことをきいてくれない。
- 親の対応についての不満
- 精神障害あり。
- 他者への不信感、自分の要求が通らない不満。
- 退所したい、すぐにでも帰りたい。
- 退所したいができない、親と会うことへの不安
- 退所したいが退所できない
- 退所したいが退所できない。
- 退所のメドが立っていない苛立ち
- 退所日や退所先が思い通りにならないと苛立つ。
- 男女間のお互いの意識過剰
- てんかん性障害、ストレスの蓄積、わがまま
- 特定職員への不満が全職員への反抗となった面があった。
- 入所期間が長い。
- 父から性的虐待を受けていた。母が父親の側についたため本児は見捨てられ感をもった。
- 面接時に与えられた課題にうまく応えられない。
- 幼児が騒がしいことで年長児が威圧的な行動を行う

度数

項目	度数	割合
子ども間暴力	30	27.0%
対職員暴力	24	21.6%
職員への反抗	56	50.5%
器物破損	40	36.0%
興奮・パニック	47	42.3%
性的に不適切な行為	5	4.5%
自傷行為	10	9.0%
性的加害（同性間）	1	0.9%
性的加害（異性間）	1	0.9%
無断外出	36	32.4%
外部の仲間の侵入	2	1.8%
親の威圧的・脅迫的行為	4	3.6%
その他の困難場面の内容	14	12.6%
非該当	97	87.4%
合計	111	100.0%

欠測値 N 1

持続時間（分）

平均	378.627
標準偏差	2002.64
平均の標準誤差	198.291
N	102

中心者の人数

平均	1.52941
標準偏差	0.95135
平均の標準誤差	0.0942
N	102

同調者の人数

平均	0.67647
標準偏差	1.25202
平均の標準誤差	0.12397
N	102

傍観者の人数

平均	0.97059
標準偏差	2.15928
平均の標準誤差	0.2138
N	102